

# 高石市求職者資格取得支援補助金 申請の手順

## ①高石市就労支援センターで相談を受ける。

- ・取得したい資格の資料等をお持ちください。条件に適しているか確認します。

### 【対象となる資格等】

就職するうえで有利であり、かつ職業能力の向上に資する資格。

ただし、趣味的または教養的なものは除きます。

(例：普通自動車免許、ペン字、漢字検定など)



## ②「講座を受講する」、又は「試験に合格する」などして資格を取得する。



## ③交付申請

資格の取得後、以下の書類を経済課へ提出してください。

- ・求職者資格取得支援補助金申請書
- ・住所の確認が出来るもの（運転免許証など）
- ・資格を取得したことが証明できる書類
- ・講座等の修了証明書
- ・資格取得に要した経費を証明する書類（レシート、領収書など）

提出された書類を確認し適正であれば、「交付決定通知書」及び「補助金請求書」を発行します。

### ※注意※

- ・申請の期限は、資格を取得した日の翌月の初日から起算して3ヶ月以内です。
- ・補助の対象となる経費は、資格を取得した日から遡って1年以内に講座等を終了したもの、又は受験したものに限ります。



## ④請求

補助金請求書に必要事項を記入し、経済課へ提出してください。



## ⑤補助金の振り込み

提出された請求書が適正であれば、請求書に記載している振込指定口座に補助金額を支給します。

補助金額は、上限5万円です。(1,000円未満切捨て)